

侵害裁判所の無効判断と特許庁の審決が齟齬した事例

弁護士法人関西法律特許事務所 知的財産法研究会 弁護士 **松本** 司

東京地判平成28年8月30日(平27(ワ) 23129) (裁判所ホームページ知的財産裁判例集) 平成28年3月8日付審決(無効2015-800026号) (INPIT特許情報プラットフォーム・審決速報)

第1. 事案の概要

特許権者(原告・被請求人)をX、相手方(被告、請求人)をY、東京地裁判決を「本件判決」、 審決を「本件審決」といい、対象となった特許権を「本件特許」という。

本件判決では、本件特許の有効性につき以下で要約する主引例(後述する旧製品を掲載したウェブページ)のほか、別の主引例に基づく進歩性欠如や、Yの被疑侵害品の充足性(肯定)も争点となっている。また、本件審決では主引例に基づく新規性欠如や、請求項2(いずれも請求項1の従属項)以下の請求項に係る発明の有効性も判断されているが、以下では請求項1に係る発明(以下「本件発明」という。)について、上記主引例に基づく進歩性の判断に絞って整理することにする。

1. 本件特許の内容

(1) 特許番号 特許第5046756号

出願日 平成19年6月27日

発明の名称:分散組成物及びスキンケア用化粧料並びに分散組成物の製造方法

- (2) 特許請求の範囲 (構成要件に分説)
 - 1-A (a) アスタキサンチン、ポリグリセリン脂肪酸エステル、及びリン脂質又はその誘導体を含むエマルジョン粒子;
 - 1-B (b) リン酸アスコルビルマグネシウム、及びリン酸アスコルビルナトリウムから選ばれる少なくとも1種のアスコルビン酸誘導体;並びに
 - 1-C (c) pH調整剤
 - 1 D を含有する、pHが5.0 ~ 7.5のスキンケア用化粧料。
- (3) 本件発明の概要 (明細書、審査過程での意見書の主張より要約)